

手続き・届け出・証明

戸籍届出の際の本人確認

第三者による虚偽の戸籍届出を抑止し、戸籍に対する信頼性を確保するため、次の戸籍届出人すべてに対して本人確認を行います。

本人確認を行う戸籍届出の種類

- 1. 婚姻届 2. 協議の離婚届 3. 養子縁組届
- 4. 協議の養子離縁届 5. 認知届

本人確認の方法

運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本 台帳カードなど、官公署が発行した本人の顔写真がある証 明書(有効期限内のもの)で行いますので持参してくださ い。

本人確認ができない場合

官公署が発行した本人の顔写真がある証明書を持っていない場合や、届出人以外の人が使者として届書を持参した場合は、届出人に対し、書面で届出を受理した旨を通知します。



おくやみコーナー

<u>⋒</u> **\0742-34-5420**(おくやみコーナー)

身内の方がお亡くなりになると、市役所等での手続きが必要となりますが、故人によって必要な手続きが異なり、ご遺族の方の負担となっています。おくやみコーナーでは各種手続きについて案内し、市役所内で必要となる申請届出をワンストップで受付します。

- ※すべての手続きがおくやみコーナーで完結するものではありません。
- ※相談の内容によって、問合せ窓口を案内する場合があります。

・おくやみコーナーで実施するサービスについて

1. 必要な手続きのご案内

故人の情報を聞き取り、市役所で必要な手続きを総合的に案内します。市役所以外での手続きも可能な範囲で案内します。

2. 申請書の作成

市役所で提出する申請書等に、故人の氏名・住所等の基本的な情報を印字し出力します。これにより、何度も同じことを記入する負担を軽減します。

利用には予約が必要です

予約受付電話:0742-34-5420

(受付時間:平日の午前8時30分~正午、午後1時~午後5時) ※予約状況によっては、予約できない場合があります。

戸籍の届け

種別	①届け出の期限 ②届出人 ③届ける場所	届け出のときに必要なもの	その他、注意すること	
出生届	①出生日を含む14日以内 ②父母、法定代理人、同居者、出産 の立会者の順 ③出生地、本籍地、または届出人の 住所地、一時滞在地のいずれか の市区町村役場	☑ 1. 出生届書(医師または助産師の出生証明が 必要です) ☑ 2. 母子健康手帳	奈良市で届け出をする時は、1・2 のものを持って、届け出てください。約1か月後に国から個人番号通 知書が送付されます。 注:児童手当・子ども医療費助成制 度は、出生届とは別途、住所地 の担当課で申請してください。 (♥ 70ページを確認してください)	
死亡届	①死亡の事実を知った日から7日以内 ②同居の親族その他 ③死亡地、死亡者の本籍地、または 届出人の住所地、一時滞在地の いずれかの市区町いずれかの市 町村役場	☑ 死亡届書(医師の死亡診断書が必要です)	埋火葬の許可と火葬場の使用は、 ☑ 45ページ を確認してください。	
婚姻届	①届け出によって効力を生ずる ②夫および妻 ③夫または妻の本籍地、住所地、一 時滞在地のいずれかの市区町村 役場	☑婚姻届書☑戸籍謄本または戸籍全部事項証明書・一方の本籍が市外にある場合、市外の人の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書1通・双方の本籍が市外にある場合、それぞれの戸籍謄本または戸籍全部事項証明書1通	も父母の同意があれば婚姻するこ	
離婚届(協議)	①届け出によって効力を生ずる ②夫および妻 ③夫および妻の本籍地、住所地、一 時滞在地のいずれかの市区町村 役場	☑ 離婚届書 ☑ 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 • 本籍地以外で届け出る場合1通	成人の証人2人が必要です。 届出人の本人確認を行います。	
離婚届(裁判)	①裁判確定、調停成立の日を含む 10日以内 ②訴えの提起者 ③協議と同じ	☑ 調停·和解及び認諾調書の謄本または審判書 もしくは、判決の謄本と確定証明書 ☑ 1以外は協議離婚と同じ	証人は必要ありません。	
転籍届	①届け出によって効力を生ずる ②筆頭者および配偶者 ③本籍地、住所地、一時滞在地、転 籍地のいずれかの市区町村役場	☑ 転籍届書☑ 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書1通(同 一市区町村間での転籍の場合は不要です)	筆頭者および配偶者のそれぞれの 署名が必要です。	
養子線組届	①届け出によって効力を生ずる ②養親および養子または、法定代 理人 ③養親もしくは養子の本籍地、ま たは届出人の住所地、一時滞在 地のいずれかの市区町村役場	□養子縁組届書 □戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 ・一方の本籍が市外にある場合、市外の人の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書1通 ・双方の本籍が市外にある場合、それぞれの戸籍謄本または戸籍全部事項証明書1通 □養子が未成年者の時は、家庭裁判所の許可書。ただし、自分または配偶者の直系卑属(子、または死)の場合は、悪の表表	もしくは養子に配偶者がいる場合 は、配偶者の同意の署名が必要で す。	

※「届出人」とは届出書署名欄に署名する人で、市役所に届書を持参する人ではありません。

※奈良市の住民の方で、氏名等の変更があった場合、マイナンバーカード、住民基本台帳カードの記載変更届出が必要です。

たは孫)の場合は不要です。



手続き・届け出・証明

[※]一時滞在地の例…旅行先・実家等

住民基本台帳の届け出 🎰 市民課 📞0742-34-4730 出張所・市民サービスセンター・行政センター 📦 P35



届け出の要領は次の表のとおりです。あらかじめ届け出を行う転出届を除き、いずれも異動した日から14日以内に届出 人の本人確認ができる証明書(運転免許証等)を持って、市民課、出張所、市民サービスセンターまたは、行政センターへ届 け出てください。

原則として、本人・世帯主・同一世帯の家族が届出人となります。同一世帯でない任意代理人が届け出をする場合は、委任 状が必要です。

こんなとき	届けの種類	必要なもの	
ほかの市区町村へ 住所を移す時	転出届	□ 印鑑(届出人本人による署名の場合、押印は必要ありません) □ 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) □ 介護保険被保険者証(交付されている人のみ)転出予定日までに届け出てください。 □ 後期高齢者医療被保険者証(交付されている人のみ)	
ほかの市区町村から 住所を移した時	転入届	 □ 印鑑(届出人本人による署名の場合、押印は必要ありません) □ 転出証明書(前住所の市町村長が発行したもの) □ 国民年金手帳(1号被保険者のみ) □ 介護保険受給資格証明書(前住所地で交付された人のみ) □ 後期高齢者医療被保険者証(交付されている人のみ) □ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(有効期限内のカードを所有している人で、継続利用を希望する人はカードの暗証番号(既に登録している4桁の数字)を入力していただきます。) 	
□ 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 市内で住所が 移った時 □ 公期高齢者医療被保険者証(交付されている人の) □ マイナンバーカードまたは住民基本台帳		□ 印鑑(届出人本人による署名の場合、押印は必要ありません) □ 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) □ 後期高齢者医療被保険者証(交付されている人のみ) □ 介護保険被保険者証(交付されている人のみ) □ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(有効期限内のカードを所有している人は、カードの暗証番号(既に登録している4桁の数字)を入力)	
死亡等で世帯主が 変わった時	世帯主変更届	□ 印鑑(届出人本人による署名の場合、押印は必要ありません)□ 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	
世帯を合併したり 分離する時	世帯の合併届 または、分離届	□ 印鑑(届出人本人による署名の場合、押印は必要ありません)□ 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	

- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを使って転出・転入の手続きをする場合は、転出・転入の特例を受けることができます。ま た、カードの継続利用を希望する場合は、転出証明書に記載された転出予定日から30日以内かつ、異動日から14日以内に転入届を提出 する必要があります。
- 住居表示を実施している区域内において、新·改築等をした人は、届け出が必要です。(₩114ページ)「住居表示の届け出と住所の表し
- 外国人住民の方は在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。
- 市民サービスセンターでの印鑑登録の申請・住民異動届の受付(転入・転出・転居)・住民異動届に伴う国民健康保険証の交付について は、毎週土曜日を除く。住民異動届に伴うマイナンバーカードの継続利用および券面更新(電子証明書のみの更新は不可)については、 毎週土曜日および第3土曜日の翌日の日曜日を除く。

住民基本台帳ネットワーク・マイナンバー

住民基本台帳は、居住関係を明らかにするとともに、選挙、印鑑証明、転入学、国民年金等、いろいろな業務の基本になります。

◆住民基本台帳ネットワークシステム

従来から住民基本台帳は、各市区町村が住民情報を記録し、管理していました。この住民基本台帳をネットワークで結んだものを「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)」と呼びます。

※住基ネットで保有している情報は、氏名・住所・生年月日・性別・住民票コード(無作為の11桁の番号で、申し出により変更できます)・マイナンバー(個人番号)(住民票コードをもとに生成する12桁の番号)とこれらの変更情報(変更年月日と変更理由)だけです。

住民基本台帳カード

△ 市民課・市民サービスセンター・出張所・行政センター

住民基本台帳カードは、住民票の写しの広域交付、転出・ 転入の届出の特例等のサービスが受けられます。また、法 令で住基ネットの利用が認められた事務の本人確認にも 活用できるICカードです。

※平成27年12月28日をもって住民基本台帳カードの交付は終了しました。交付されたカードは有効期限(発行の日から10年)まで利用できます。

マイナンバー(個人番号)制度

通知カード(令和2年5月25日廃止)

通知カードは、12桁のマイナンバーを住民にお知らせする紙製のカードです。券面には住民票に登録されている「氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー」等が記載されています。

- ※通知カードは令和2年5月25日に廃止され、マイナンバーが新たに付番された場合には「個人番号通知書」を送付する方法に変更されました。「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として利用することはできません。
- ※通知カードは、住所氏名等に変更が生じた際の記載変更や再交付はできませんが、当該通知カードに記載された住所氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。なお、マイナンバーカードの交付を受ける場合には返納になります。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカードは、ICチップのついたカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・有効期限、裏面にマイナンバー等が記載されています。また、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も搭載されています。

電子証明書は2種類あり、e-Taxによる確定申告で電子 文書を送信する際等に使う「署名用電子証明書」と、証明書 コンビニ交付サービスやマイナポータル利用の際等に使 う「利用者証明用電子証明書」があります。

➡電子証明書は、1 43ページ 「公的個人認証サービス(電子 証明書)」参照 →マイナポータルは、142ページ「マイナポータルオンライン申請を活用してください」参照

【マイナンバーカードのメリット】

- (1)マイナンバーを証明する書類として マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナン バーを証明する書類として利用できます。
- (2)本人確認書類として

マイナンバーの提示と本人確認書類が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給等、さまざまな場面で利用できます。

(3)健康保険証として

マイナポータルで利用申込すれば、健康保険証として利用することができます。

- ※必要な機器が導入されていない医療機関·薬局では、健康 保険証や限度額適用認定証の提示が必要です。
- ※一部マイナンバーカード健康保険証利用対象外の証等があります。
- (4)コンビニ等で各種証明書の取得に

コンビニ等で住民票、印鑑登録証明書等の証明書を取得できます。

- → 142ページ「マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービス」参照
- (5)各種行政手続のオンライン申請等に マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手 続のオンライン申請等に利用できます。
- (6)各種民間のオンライン取引等に オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。

【マイナンバーカードの有効期限について】

マイナンバーカードの有効期限		
成年者	10回目の誕生日まで	
未成年者 5回目の誕生日まで		
在留期限のある	在留期限まで	
	※「永住者」および「高度専門職2号」の方は、上記	
外国人住民	の成年者・未成年者と同じ期限まで有効です。	

- ※マイナンバーカードの更新手続きは、有効期限の3か月前の翌日から可能です。
- ※マイナンバーカードに関することは、マイナンバーカード総合 サイトで確認してください。

https://www.kojinbango-card.go.jp/

奈良市マイナンバーカードセンター

№ P17/D-2 **№ C0742-34-1233**

所在地 西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー6F 執務時間 平 日 午前10時~午後8時(受付は午後7時30分まで) 土日祝 午前10時~午後6時30分(受付は午後6時まで) (第3土曜日とその翌日の日曜日、年末年始は休み)

奈良市マイナンバーカードセンターでは、マイナンバーカードに関する手続きを**平日夜間や土日祝日**も受け付けています。

マイナンバーカードの交付申請(窓口で申請す る場合、顔写真撮影は無料です。)

<u>💁</u> マイナンバーカードセンター・市民課・出張所・行政センター マイナンバーカードの申請方法は2通りあります。

(1)交付時来庁方式(交付の時に窓口に来庁する方式)

個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真 を貼付したものを交付申請書受付センターに郵送するか、 自身のスマートフォン等から申請用WEBサイト(マイナン バーカード総合サイト)にアクセスして申請してください。 (WEB申請には申請書IDが必要です。)

カードの交付準備ができましたら、交付場所や必要な持 ち物を記載した交付通知書(はがき)を送付します。交付窓 □で本人確認の上、暗証番号を設定しカードを交付します。 ※カード交付時は、本人の来庁が原則です。本人の来庁が困難な 場合は前もって相談してください。

- ※窓口で申請することもできます。本人確認の上、個人番号カー ド交付申請書を窓口で用意します。
- ※個人番号カード交付申請書がない場合は、本人または同一世帯 員であれば、下記の電話や市のホームページから請求すること が可能です。

奈良市マイナンバーカード交付申請書郵送専用ダイヤル

【0742-30-2435(平日午前9時から午後5時まで)

(2)申請時来庁方式(申請の時に窓口に来庁する方式)

本人が窓口に来庁し、個人番号カード交付申請書(お持 ちの場合のみ)、通知カードまたは個人番号通知書、本人確 認ができるもの2点(運転免許証・健康保険証等)を持参の 上、暗証番号設定依頼書を記入し申請してください。(顔写 真は無料で撮影します。顔写真の持ち込みも可。)

その際、暗証番号を設定し、通知カードをお持ちの場合 は返納になります。

必要書類が全て確認できた場合は、カードができました ら、約1か月後に「簡易書留郵便」または「本人限定受取郵 便」で本人あてにマイナンバーカードをお送りします。な お、必要書類が不足する場合は、後日、市役所の窓口で受け 取る必要があります。

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、マイナンバーカードの申 請または受取の際に持参してください。(住民基本台帳カードと マイナンバーカードの重複所持はできません。住民基本台帳カー ドは廃止・返納となります。)

マイナンバーカードによる証明書コ ンビニ交付サービス

\0742-34-4730 🏖 市民課 P35 出張所・行政センター 市民サービスセンター 40742-36-5913

マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストア 等にある証明書交付機(キオスク端末)を操作することで、 簡単に証明書を取得できます。

●証明書交付機設置場所

(1) 全国のコンビニエンスストア【午前6時30分~午後 11時※年末年始(12月29日から1月3日まで)は利用 店舗が限られます】

各店舗内に設置されている証明書交付機(キオスク端

- 末)を利用して、住民票の写し等の各種証明書を取得 できます。
- (2) 奈良市役所北棟1階総合受付前、西部出張所【午前9時~午後5時】 キオスク端末を設置したので、開庁時はコンビニエン スストアと同様に証明書を取得できます。
- (3) 市民課、北部・東部出張所、都祁・月ヶ瀬行政センター、 市民サービスセンター 各窓口で来庁者が、タッチパネルで証明書の発行操作 をすることにより番号シートが発行され、職員が窓口 で番号シートと手数料を頂いて証明書をお渡しする、

●証明書コンビニ交付サービス・窓口交付システムを利用 するために必要なもの

窓口交付システムの利用が可能です。

有効な利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカード

●取得できる証明書の種類

証明書の種類	手数料		証明書を取得 できる人・交付 できる範囲	
住民票の写し(世帯全員・一部) 【現在の住民票のみ(除票・改製原住民票は交付不可)】	1通	300円	本人および同 一世帯員の方	
戸籍謄(抄)本(全部・一部事項 証明)【現在戸籍のみ(除籍・改 製原戸籍は交付不可)】	1通	450円	本人および本人 と同一戸籍に記 載のある方	
戸籍附票の写し(全部・一部事 項証明)【現在附票のみ】	1通	300円	本人および本人 と同一戸籍に記 載のある方	
印鑑登録証明書	1通	300円	本人のみ	
課税(非課税)証明書 【最新年度のみ】	1件	300円	本人のみ	

- ※証明書の発行制限の申出をしている方は、証明書コンビニ交付 サービスを利用できません。
- ※住民登録が奈良市以外で本籍が奈良市にある方が、証明書コン ビニ交付サービスを利用して戸籍謄(抄)本・戸籍附票の写しを 取得するには、事前に利用登録申請が必要です。

コンビニエンスストア等に設置の証明書交付機(キオスク端 末)、または、パソコンでウェブサイトから登録申請を行ってく ださい。

詳しい利用登録申請の方法については

たご覧ください。

- ※課税(非課税)証明書のコンビニ交付サービスについて詳細は https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/13/9024.html をご覧ください。
- ※証明書コンビニ交付に関するよくある質問Q&Aは https://www.city.nara.lg.jp/site/mynamber/7786.html をご覧ください。

マイナポータル オンライン申請を活用してください



マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。 子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン 申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受 け取れたりする、自分専用のサイトです。



タルでオンライン申請できます。「マイナポータル」 で検索するか、QRコードを読み込んで下さい。 *「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



公的個人認証サービス(電子証明書)

№ マイナンバーカードセンター **№0742-34-1233** 市民課 **№0742-34-5326** 出張所・行政センター 🖺 P35

自宅のパソコンからインターネットを通じ、行政機関へさまざまな申請手続きができます。その際、他人による「なりす まし申請」や送信データの改ざんを防ぐ必要があります。利用者に電子証明書を発行し、全国どこに住んでいても安心して 手続きを行えるようにするのが公的個人認証サービスです。

マイナンバーカードには、利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書の2種類の電子証明書が標準搭載されています。 ※電子証明書の新規発行または更新を希望する場合は、原則として本人が手続きをしてください。代理人が申請する場合は、事前に問い合わせてください。

● 手数料 1件 200円

種 類	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
	マイナポータル等のインターネットサイト等にログインする際に使用しま	インターネット等で電子文書を作成・送信する際
	す。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。	に利用します。(e-Taxによる確定申告や登記申
用途	また、コンビニでの住民票等の各種証明書の交付手続き(142	請など)「作成・送信した電子文書が、利用者が作
	ページ「マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービ	成した真正なものであり、利用者が送信したもの
	ス」参照)や、健康保険証としての利用にも使用します。	であること」を証明することができます。
暗証番号	4桁の数字	6~16桁の英数字
		発行日から5回目の誕生日まで
有効期間	発行日から5回目の誕生日まで	(但し、発行後に住所・氏名・性別・生年月日に変更
		があった場合は有効期間内でも自動的に失効)
更新	有効期間満了日の3か月前の翌日から更新可	有効期間満了日の3か月前の翌日から更新可
発行制限	なし	15歳未満及び成年被後見人は原則発行不可

印鑑登録と証明

🕰 市民課 📞 0742-34-4730 出張所・行政センター 🔍 P35 市民サービスセンター 📞 0742-36-5913

毛 岩	五八夕口	由建业	必悪なもの	で記すされる。い
種 類	受付窓口	申請者	必要なもの	確認方法など
印鑑登録申請	市民課市民サービスセンター出張所行政センター	本 人	☑ 印鑑登録申請書 ☑ 登録しようとする印鑑	郵送確認 ※ただし官公署が発行した免許証(運転免許 証等)、許可証、旅券またはその職員である ことを証する書面で本人の写真に割印を押 してあるもの、浮出しプレスによる証印の あるもの、または、特殊加工してあるもので 確認できた場合は、即日登録できます。
		代理人	□ 印鑑登録申請書□ 登録しようとする印鑑□ 委任の旨を証する書面(登録印が押印してあるもの)	郵送確認
印鑑登録証明書 交付申請	市民課市民サービスセンター出張所行政センター東寺林連絡所		☑ 印鑑登録証明書交付申請書 ☑ 印鑑登録証	※本人・代理人を問わず印鑑登録証が必要です。※登録印鑑・委任の旨を証する書面はいりません。
(印鑑登録証が割	• 市民課	本 人	□ 印鑑登録証再交付申請書□ 印鑑登録証	
れたり汚れた時) 印鑑登録証 再交付申請	• 出建能	代理人	□ 印鑑登録証再交付申請書□ 印鑑登録証□ 委任の旨を証する書面(登録印が押印してあるもの)	※従前の印鑑登録証と引き換えに新たな印 鑑登録証を交付します。
(印鑑登録証を	• 市民課	本人	☑印鑑登録証亡失等届書	※亡失届を提出すれば、その印鑑登録は廃
なくした時) 印鑑登録証 亡失届	市民サービスセンター出張所行政センター	代理人	□ 印鑑登録証亡失等届書□ 委任の旨を証する書面(登録印が押印してあるもの)	止されます。したがって、印鑑登録を継続 する場合は新規に印鑑登録申請手続きが 必要となります。
印鑑登録 廃止申請	市民課市民サービスセンター出張所	本人代理人	○ 印鑑登録廃止申請書○ 印鑑登録証○ 印鑑登録廃止申請書	※委任の旨を証する書面は不要です。
	• 行政センター	・ル珪八	☑ 印鑑登録証	

不正な手段による交付請求を防止するため本人確認をします。市民一人ひとりの人権を守り、プライバシーの侵害を防ぐために行います。

- 1. 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍附票の交付請求は、請求書に使用目的および提出先を明記し請求者が署名し申請してください。
- 2. 住民票の写しとは、住民票の原本から戸籍の表示(本籍地および筆頭者名)や世帯主名および世帯主との続柄を謄写省略したものをいいます。ただし、使用目的によってこれらを必要とする時は交付請求書にその旨を記入してもらうことにより謄写し交付します。なお、住民票の写しは本人または本人と同一の世帯に属する人の請求に限り交付します。
- 3. 戸籍謄抄本・除籍謄抄本等、戸籍関係の証明書の交付請求は、請求書に使用目的および提出先を明記し請求者が署名し申請してください。
- 4. 戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付請求は、原則として戸籍については同一戸籍もしくは直系尊属・直系卑属の人、住民票の写しは同一世帯の人に限られ、それ以外の人からの請求は委任状が必要になります。場合により、記載事項を利用する正当な理由を明らかにするため、疎明資料の提示を求めることもあります。請求者本人を確認するため、官公署等が発行する身分証明書(運転免許証等)が必要です。
- 5. 不当な目的に使用される恐れがある場合は請求に応じることができません。
- 6. 電話による照会および請求等については一切応じられません。
- ※このほかにも戸籍の閲覧の禁止、住民票の閲覧の制限等、多くの制限があります。くわしくは窓口で問い合わせてください。

その他利用できる窓口

市民サービスセンター

♀ P17/D-2 **♣ △**0742-36-5913

●所在地

西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー5F

●執務時間

午前9時~午後5時(年末年始は休み)

※ならファミリー営業開始前は、正面玄関左側の入□を利用してください。

市民サービスセンターでは、住民票の写し・広域交付住 民票・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍および 除籍の謄抄本・戸籍の附票の交付、市税の納付書再発行、印 鑑登録・マイナンバー(個人番号)カード・奈良市ポイント 制度のICカード新規登録・特産品交換の申請受付、納付書 による市税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療 保険料の収納をします。

東寺林連絡所 **9** P18/F-3 **6 6 0742-26-2871**

●所在地

東寺林町38番地 ならまちセンター1階

●執務時間

月〜金曜日 午前8時30分〜午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み)

東寺林連絡所では、住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・年金現況証明書・戸籍および除籍の謄抄本・戸籍の附票・税務証明(扶養証明・事業証明・家屋取毀証明・住宅家屋証明を除く)の交付、納付書による市税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納をします。

第三者交付本人通知制度

<u>🏖</u> 申請場所:市民課・出張所・行政センター

事前に登録をしている方に係る住民票の写し等を第三者からの請求により交付した場合に、その事実について本人へ通知するものです。



埋火葬の許可

.⚠ 市民課 ****0742-34-4730 出張所・行政センター 1 P35

奈良市斎苑 旅立ちの杜(以下「火葬場」という。)の使用 については、市民課、出張所・行政センターの窓口へ死亡届 と印鑑を持参し申請してください。許可証は遺体を火葬場 へ搬送した時、職員に渡してください。

火葬場利用料金(市内)

- ●遺体の火葬(一体につき)
- 大人=10,000円 小人(満12歳以下)=5,000円
- 死産児=2,500円
- ●待合室(2時間まで)
- 大(36名程度まで)=6,000円 小(18名程度まで)=3,000円
- ●多目的室(2時間まで)
- 使用料=10,000円 祭壇貸出=5,000円

火葬場予約について

- 利用予約の方法・受付時間
- 電話予約 午前9時から午後5時まで(0742-64-9007)
- インターネット予約 24時間

●利用予約についての注意事項

- 火葬予約は市役所(出張所・行政センターを含む)では 行っていません。
- 個人が利用できる予約方法は、電話予約のみです。また、 葬祭事業者が利用できる予約方法は、インターネット予 約のみです。
- ●火葬場の指定管理者…株式会社まほろばの杜

その他の申請

斎苑管理課で受け付けています。(手数料が必要)

- 市営墓地の墓地使用権承継許可申請
- 他の墓地へのお骨の改葬許可申請
- 火葬(埋葬)許可書の再発行の申請
- 市営墓地へのお骨の埋蔵届・改葬届(手数料は不要です)

住民票の写しの広域交付

♪市民課 ****0742-34-4730 P35 出張所・行政センター 市民サービスセンター 60742-36-5913

本人の住所地以外の市区町村でも、本人か同一世帯員に 限り「広域交付住民票の写し」を請求することができます。 (交付手数料は市区町村で異なる)

「広域交付住民票の写し」は、住所地の市区町村で発行す る様式と異なり、本籍地や筆頭者名、住所の履歴が記載され たものは請求できません。これらを記載した住民票の写し が必要な場合は、住所地の市区町村で請求してください。

「広域交付住民票の写し」の請求には、本人確認ができる もの(マイナンバーカード・住民基本台帳カードや運転免 許証など官公署が発行した、写真つきで有効期間内の証明 書)の提示が必要です。

●受付時間

月~金曜日 午前9:00~午後5:00

(土・日曜日、祝日は除く)

証明等の手数料

区分	手数料
戸籍謄・抄本	(1通)450円
除籍謄•抄本	(1通)750円
後見の登記及び破産手続等の通知を 受けていない証明	(1通)300円
戸籍記載事項証明	(1件)350円
受理証明	(1通)350円
届書記載事項証明	(1通)350円
住民票の写し(広域交付含む)	(1通)300円
除票の写し	(1通)300円
住民票記載事項証明	(1通)300円
戸籍の附票の写し	(1通)300円
戸籍の附票の除票の写し	(1通)300円
印鑑証明	(1通)300円
不在証明	(1通)300円
その他証明	(1件)300円
マイナンバーカード再交付	(1枚)800円
電子証明書再発行	(1件)200円

※令和4年度から、年金の現況届はすべて有料になりました。(住 民票記載事項証明書 1通300円)